

全職員への「地域手当」支給決定のお知らせ

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方が選択できる社会を実現する働き方改革が進む中、この度本会では、同一労働同一賃金制度の考えを基に、正規職員に支給しておりました「地域手当」を臨時職員等の皆さんにも支給することといたしました。

「地域手当」は、公務員の考え方を参考に本就業地を7級地とし、**賃金及び賞与に対する3%**を上乗せ支給することとなります。

本会では、今後も職員の皆さんが働きやすい環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。